

2.G.2.- その他（化粧品用途・医療用途） （Other - Cosmetics and Medical Applications）（PFCs）

1. 排出・吸収源の概要

1.1 排出・吸収源の対象及び温室効果ガス排出メカニズム

化粧用途（しわ防止クリーム等）及び医療用途（移植用のすい臓組織の保存及び網膜や肺の手術等）として C₁₀F₁₈（PFC-9-1-18）が使用されており、それらの用途での使用に伴い PFC が排出される。

2013 年度の検討において、国内での C₁₀F₁₈ の使用実績について確認したところ、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」における国内の化学物質の製造・輸入届出実績からは、C₁₀F₁₈ の使用実績は確認されなかったことから、現時点では、化粧品用途・医療用途からの PFC 排出については、「NO: ガスの排出・吸収に結びつく活動が存在しない」としている。本排出源は、「2.G.2.」の下階層の「Other」が相当するが、ここは排出量を追加報告する欄であり、「NO」のものを報告する必要はないと考えられることから、国連に報告する報告書及び集計結果には計上していない。

1.2 排出・吸収トレンド及びその要因

記載事項なし。

2. 排出・吸収量算定方法

記載事項なし。

3. 算定方法の時系列変更・改善経緯

表 1 初期割当量報告書（2006 年提出）以降の算定方法等の改訂経緯概要

	2015 年提出
排出・吸収量 算定式	2006 年 IPCC ガイドラインの適用に伴い、新たに対象となった本排出源の排出量の算定を検討。
排出係数	—
活動量	—

（1）初期割当量報告書における算定方法

2006 年 IPCC ガイドラインから新たに追加された排出源であり、初期割当量報告書では算定していなかった。

(2) 2015 年提出インベントリにおける算定方法

2006 年 IPCC ガイドラインにおいて、本排出源が新たに追加されたため、算定方法を検討した。化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律における国内の化学物質の製造・輸入届出実績では、 $C_{10}F_{18}$ の使用実績は確認されなかったことから、化粧品用途・医療用途からの PFC 排出については、「NO」とすることとなった。本排出源は、「2.G.2.」の下階層の「Other」が相当するが、ここは排出量を追加報告する欄であり、「NO」のものを報告する必要はないと考えられることから、国連に報告する報告書及び集計結果には計上しないこととした（現行の算定方法と同様。）。